

番号：150907

国名：モザンビーク

担当：農村開発部農業・農村開発第二グループ 第四チーム

案件名：モザンビークにおけるジャトロファバイオ燃料の持続的生産プロジェクト
終了時評価調査（評価分析）

1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務：評価分析
- (2) 格付：3号～4号
- (3) 業務の種類：調査団参团

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間：2015年12月上旬から2016年3月下旬まで
- (2) 業務M/M：国内 0.75M/M、現地 0.83M/M、合計 1.58M/M
- (3) 業務日数：

準備期間	現地業務期間	整理期間
10日	25日	5日

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数：1部
- (2) 見積書提出部数：1部
- (3) 提出期限：11月4日(12時まで)
- (4) 提出方法：専用アドレス (e-propo@jica.go.jp)への電子データの提出又は郵送(〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25番町センタービル) (いずれも提出期限時刻必着)

※2014年2月26日以降の業務実施契約（単独型）公示案件（再公示含む）より、電子媒体による簡易プロポーザルの提出を本格導入しています。提出方法等詳細についてはJICAホームページ（ホーム>JICAについて>調達情報>お知らせ>「コンサルタント等契約における業務実施契約（単独型）簡易プロポーザルの電子提出本格導入について」（http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_gt/20150618.html）をご覧ください。なお、JICA本部1階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご注意ください。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：
 - ①業務実施の基本方針 8点
 - ②業務実施上のバックアップ体制等 2点
 - (2) 業務従事予定者の経験能力等：
 - ①類似業務の経験 45点
 - ②対象国又は同類似地域での業務経験 9点
 - ③語学力 18点
 - ④その他学位、資格等 18点
- (計100点)

類似業務	各種評価調査
対象国／類似地域	モザンビーク／全途上国
語学の種類	英語

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：特になし
- (2) 必要予防接種：なし

6. 業務の背景

モザンビークは、79.9万平方キロメートル（日本の約2.1倍）の国土と約2500万人（2013年）の人口を有し、多様なエネルギー供給システムを必要としているが、南北に長い地形の影響もあり電化率は約23%（2012年）にとどまっている。エネルギーへのアクセス改善は、経済振興および教育・医療等の社会サービスの提供を促進するために必要であるだけでなく、非電化地域の住民の生計向上にもつながるものの、エネルギー源やエネルギー輸送機能が限定されている中でバイオ燃料の開発が重要と考えられている。熱帯気候である同国はバイオ燃料に使用する種子の生産に適していると考えられ、特に同国南部においてはジャトロファの生産とバイオ燃料への活用が期待され2005年の政府承認により生産が開始された。しかし、科学技術力の不足により、生産および燃料化の試みは成功しているとは言えず、2009年3月に閣議で承認された「バイオ燃料にかかる国家戦略」において国家的な生産および活用の促進を目指している。

このような状況からモザンビーク政府および同国を代表する大学であるエドゥアルド・モンドラーネ大学 (UEM) は、同国に適したジャトロファの生産およびバイオディーゼルの生成を目指し、東京大学との共同研究「ジャトロファバイオ燃料の持続的生産プロジェクト」（以下、本プロジェクト）を「地球規模課題対応国際科学技術協力」（以下、SATREPS）として実施することを要請した。JICAは2010年10月～11月に詳細計画策定調査を実施し、2011年3月に署名した討議議事録 (R/D) に基づき、2011年7月から2016年6月まで5年間の予定で協力を実施している。本プロジェクトでは、モザンビークの乾燥地域におけるジャトロファの適合種の選定・栽培方法を確立し、バイオディーゼル燃料 (BDF) および安全な固形燃料の製造技術を開発するとともに、経済性や環境影響を踏まえた評価を実施し、事業として成立し得る持続的なバイオ燃料生産システムを構築することを目的としている。

2013年11月から12月に行われた中間レビュー調査では、モザンビークにおける育種・栽培試験が進んでいるものの、研究活動の大部分は日本でのみ行われている状況が課題として確認された。また、ジャトロファの殻や搾油残渣を用いた肥料効果やBDF製造技術の確立とその適合性の評価、及び本プロジェクト成果の社会実装への寄与については、分析機器のUEMへの設置の遅れ等により、モザンビークではまだ活動が始まっていないことも確認された。

今回実施する終了時評価調査は、独立行政法人国際協力機構（JICA）と独立行政法人科学技術振興機構（JST）が連携して実施し、JICAはプロジェクト運営監理の一環として相手国における人材育成、能力強化、及び開発課題に対する貢献の観点から、評価5項目（妥当性、有効性、効率性、インパクト、持続性）で評価する。JSTは研究成果、科学技術水準の向上の観点から日本国内及び相手国を含めた国際共同研究全体の評価を行う。本調査は2016年6月のプロジェクト終了を控え、本プロジェクトの活動に関する提言、類似プロジェクトの実施にあたっての教訓を導くことを目的とする。

7. 業務の内容

本業務従事者は、SATREPS の趣旨、目的及び制度並びに技術協力プロジェクトの仕組み及び手続きを十分に把握の上、他の団員と協力してプロジェクトの協力について当初計画と活動実績、計画達成状況、評価5項目（妥当性、有効性、効率性、インパクト、持続性）を確認するために、必要なデータ、情報を収集、整理し、分析する。なお、JICA 事業評価における評価基準・手続きについては監督職員より情報提供を行う。

具体的担当事項は次のとおりとする。

（1）国内準備期間（2015年12月上旬～2016年2月中旬）

- ①既存の文献、報告書等（実施報告書等）をレビューし、プロジェクトの実績（投入、活動、アウトプット、プロジェクト目標達成度等）、実施プロセスを整理、分析する。
- ②既存のPDMに基づき、プロジェクトの実績、実施プロセス及び評価5項目ごとの調査項目とデータ収集方法、調査方法を検討し、評価グリッド（案）（和文・英文）を作成する。また、現地で入手、検証すべき情報を整理する。
- ③評価グリッド（案）に基づき、プロジェクト関係者（プロジェクト専門家、C/P 機関 (UEM)、その他関係機関等）に対する質問票（英文）を作成する。
- ④既存資料に基づき、評価案を作成する。

⑤対処方針会議等に参加する。

(2) 現地派遣期間 (2016年2月上旬～3月上旬)

- ①JICA モザンビーク事務所等との打合せに参加する。
- ②モザンビーク側関係機関との協議及び現地調査に参加する。
- ③プロジェクト関係者に対して、本終了時評価の評価手法について説明を行う。
- ④評価グリッドに基づき、事前に配布した質問票を回収、整理するとともにプロジェクト関係者に対するヒアリング等を行い、プロジェクト実績（投入、活動、アウトプット、プロジェクト目標達成度等）、実施プロセス等に関する情報、データの収集、整理を行う。
- ⑤収集した情報、データを分析し、プロジェクト実績の貢献、阻害要因を抽出する。
- ⑥国内準備並びに上記④及び⑤で得られた結果をもとに、他の調査団員及びモザンビーク側評価団員とともに評価5項目の観点から評価を行い、評価報告書（案）（英文）の取りまとめを行う。
- ⑦調査結果や他団員及びモザンビーク側評価団員等からのコメント等を踏まえた上で、必要に応じてPDM及びP0（研究計画）の修正案（和文・英文）の取りまとめに協力する。
- ⑧評価報告書（案）に関する協議に参加し、協議を踏まえて同案を修正し、最終版を作成する。
- ⑨協議議事録（M/M）（英文）の作成に協力する。
- ⑩担当分野の調査結果を現地報告書として取りまとめる。
- ⑪現地調査結果のJICAモザンビーク事務所等への報告に参加する。

(3) 帰国後整理期間 (2016年3月上旬～3月中旬)

- ①評価調査結果要約表（案）（和文・英文）を作成する。
- ②帰国報告会に出席し、担当分野に係る調査結果を報告する。
- ③終了時評価調査報告書（和文）の担当分野のドラフトを作成するとともに、同報告書全体の、作成に協力する。

8. 成果品等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。

なお、本契約における成果品は（1）～（3）のすべてとする。

- (1) 評価報告書（英文）
- (2) 担当分野に係る終了時評価調査報告書（案）（和文）
- (3) 評価調査結果要約表（案）（和文・英文）

上記（1）～（3）については、電子データをもって提出することとする。提出先はJICA農村開発部農業農村開発第二グループ第四チーム（TEL:03-5226-8459）とする。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「JICAコンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」(<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)を参照願います。

留意点は以下のとおり。

- (1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含めず、JICAより別途支給します（見積書の航空賃及び日当・宿泊料等欄には0円と記載下さい）。

10. 特記事項

- (1) 業務日程／執務環境

- ①現地業務日程

本業務従事者の現地調査期間は2016年2月9日～2016年3月4日を予定しています。

本業務従事者は、JICAの調査団員に約1週間先行して現地調査の開始を予定しています。

②現地での業務体制

本業務に係る調査団構成は、以下を予定しています。

- ア) 総括 (JICA)
- イ) 協力企画 (JICA)
- ウ) 研究評価 (JST)
- エ) 科学技術計画/評価 (JST)
- オ) 評価分析 (コンサルタント)

また、本終了時評価調査の現地調査期間中に現地で活動中の在外研究員等は以下のとおりです。

- ア) 研究代表者
- イ) 業務調整員

③便宜供与内容

JICAモザンビーク事務所及びプロジェクトチームによる便宜供与事項は以下のとおりです。

- ア) 空港送迎
あり
- イ) 宿舎手配
あり
- ウ) 車両借上げ
全行程に対する移動車両の提供 (JICA職員等の調査期間については、職員等と同乗することとなります。)
- エ) 通訳備上
なし
- オ) 現地日程のアレンジ
現地ヒアリング調査のスケジュールアレンジ、及び長期専門家並びにC/Pの同行
- カ) 執務スペースの提供
モザンビーク事務所

(2) 参考資料

本業務に関する以下の資料がJICA図書館のウェブサイトで公開されています。

- ・モザンビークにおけるジャトロファバイオ燃料の持続的生産詳細計画策定調査報告書
<http://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000007649.html>

なお、以下の資料については、JICA農村開発部農業農村開発第二グループ第四チーム (TEL: 03-5226-8459) にて配布いたします。

- ・中間レビュー調査結果要約表

(3) その他

- ① 業務実施契約 (単独型) については、単独 (1名) の業務従事者の提案を求めている制度のため、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とします。
- ② モザンビークでの作業においては、JICAが規定する安全管理措置を遵守するとともに、JICA総務部安全管理室及びモザンビーク事務所の指示に従い、十分な安全対策措置を講じることとします。
- ③ 「JICA不正腐敗防止ガイダンス (2014年10月)」の趣旨を念頭に本業務を実施してください。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口またはJICA担当者に速やかに相談ください。

以上